

「カフェテリアプラン」Q & A

【最新版】

一般財団法人青森県教職員互助会

請求手続き

Q 1 全会員が請求できるのか？

A 1 事業年度の4月から9月までの6か月間、継続した加入期間がある会員が請求できます。

Q 2 どのように請求すればよいのか？

A 2 「カフェテリアプラン請求書」に領収証等（写し可）を添付して、互助会へ提出してください。

請求書は、電子メールでも受け付けます。

電子メールに請求書及び領収書等のデータを添付して下記アドレスに送信してください。

受付アドレス : gojokai@pref.aomori.lg.jp

Q 3 請求は何回できるのか？

A 3 1事業年度につき1回限りです。

Q 4 補助金額はいくらか？

A 4 会員一人当たり7,000円を限度に補助します。

Q 5 請求書の提出期間はいつか？

A 5 毎年度10月1日から、3月31日までに提出してください。

「カフェテリアプラン請求書」と領収書等が3月31日までに受付（互助会事務局必着）される必要があります。

書類の不備により請求書が返却された場合は、不備を是正し3月31日までに受付されるよう再提出してください。翌年度の4月1日以降に届いた場合は、補助できません。

なお、補助対象となる経費は当該年度に支出した経費に限ります。

Q 6 コンサートチケットを購入したのは3月だが、公演日が4月（翌年度）の場合はどうなるのか？

A 6 公演日が翌年度であっても、実際に購入した日の属する年度が補助対象となるので、購入した年度分として請求してください。

Q 7 今年度請求時、7, 0 0 0 円に満たない額を請求したが、残額分を翌年度に繰り越して請求できるのか？

また、今年度請求書を提出しなかった場合、翌年度に請求できるのか？

A 7 Q 3 のとおり、請求は1 事業年度につき1 回限りですので、**残額分の繰越はできません。**

未請求の場合も同様に、翌年度に繰越はできませんので、補助を希望する場合は、忘れずに請求書を提出してください。

Q 8 請求書に添付する領収書等はどういうものか？

A 8 ①あて名、②領収金額、③領収年月日、④利用・購入等した施設名又は品名等、⑤領収書の発行者名が明記されているものに限ります。(領収書等は写しでも可です。)

納品書、請求書、商品発注票、商品受注票など、**代金の支払いが確認できないものは証拠書類として使用できませんのでご注意ください。**

Q 9 請求書に添付する領収書等はレシートでも可能か？

A 9 A 8 のとおり、①～⑤が明記されているレシートであれば可能です。

Q10 交付を受けた領収書に「品代として」(または「〇〇用品」としか記載されていないが良いのか？

A10 このような場合は、レシート等の内容がわかる明細を領収書に添付してください。

Q11 クレジットカード払いで購入した場合は、どのように請求すればよいのか？

A11 A 8 のとおり、①～⑤が明記されている領収書を添付して請求してください。

領収書の入手が困難な場合は、クレジットカードの請求明細等を添付してください。

Q12 どうしても①～⑤がすべて記入されている領収書等がない場合はどうればよいのか？

A12 会員本人が、不足している項目を領収書等の余白に記入のうえ、「カフェテリアプラン請求書」の申告欄の該当箇所にチェックしてください。

Q13 請求した補助金はいつもらえるのか？

A13 下記日程のとおり、例月の医療費補助金等の給付金送金日と同日です。

給付金送金日の詳細は、別途所属あてに通知しています。

互助会・共済組合に届出している口座へ振り込みます。

1 0 月 1 日 ～ 1 2 月 2 5 日までに受付	1 月中下旬
1 2 月 2 6 日 ～ 3 月 3 1 日までに受付	4 月下旬

Q14 夫婦が共に会員の場合、一緒に利用したメニューについて、それぞれが請求できるのか？

A14 本人分の経費についてそれぞれ請求できます。

ただし、このような場合はそれぞれが負担した金額の各会員あての領収書等を発行してもらい、その領収書等を添付し請求してください。

Q15 購入時に発生した送料や購入手数料は補助対象となるのか？

A15 対象となります。

補助対象外経費

■ 共通事項 ■

以下にかかる経費はすべてのメニューにおいて補助の対象となりません。

- ① 飲食費（※1）
- ② ギャンブル等の遊興費
- ③ 生活必需品（食料品（※2）、日用雑貨、布団、枕など）の購入費
- ④ 光熱水費
- ⑤ 通信費
- ⑥ 商品券、ギフト券、旅行券、図書カードなどの金券の購入費
- ⑦ 商品券、ギフト券、旅行券、図書カードなどの金券及びポイントでの購入費
- ⑧ 公務・通勤にかかる経費
- ⑨ 保険適用の医療費等

※1 一泊二食付き等の食事がセットになっている宿泊料は対象となります。

※2 防災バッグや非常持ち出し袋に含まれる非常食等は対象となりますが、非常食のみの購入は対象外です。

メニューごとのQ&A

【健康増進器具等購入】

会員の健康の保持増進に客観的・直接的に効果があると認められるものが対象となります。

「客観的に効果が認められる」とは、体脂肪計や血圧計など、数値で効果を測定できるものをいいます。

また、「直接的に効果が認められる」とは、例えば、マッサージ器など、それを利用することにより肩こりや足のむくみが緩和されるなど、その効果が身体に直接的に現れるもので、かつ、それが世間一般に認知されているものをいいます。

(補助対象と認められる用品の例)

体脂肪計、血圧計、万歩計、ルームランナー、エアロバイク、マッサージ器、吸入器等

(補助対象と認められない用品の例)

医薬品、ビタミン剤、栄養ドリンクなどの健康食品

ヒーター、浄水器、除湿機など生活環境の改善を目的とするもの

眼鏡、電動歯ブラシ、低反発枕など日用品の範疇に入るもの

美顔器、脱毛器、エステ機器などの美容関係機器等

エステ、マッサージの利用料など用品購入にあたらぬもの

Q 1 スマートウォッチは対象となるのか？

A 1 歩数や心拍数、血圧等を計測する機能を有するものは対象となります。

【人間ドック】

Q 1 共済組合実施の人間ドックを受診した際、当初の検査項目にはない項目を追加オプションで受診したが、その料金は対象となるのか？

A 1 対象となります。共済組合で定めた自己負担額と合わせ、検査項目をオプションで追加した場合の自己負担の増額分についても対象としています。

Q 2 人間ドックの受診結果に基づいて治療した場合、その治療費は対象になるのか？

A 2 治療費（保険の適用を受けるもの）は対象になりません。

【予防接種】

Q 1 インフルエンザ以外の予防接種も対象となるのか？

A 1 対象となります。ただし、保険適用分は対象外です。

Q 2 子供の予防接種料金も対象となるのか？

A 2 会員本人が費用を負担していれば、扶養している・していないにかかわらず、対象となります。

子供さん名義の領収書を添付する場合は、「カフェテリアプラン請求書」の申告欄の該当箇所にチェックしてください。

【運動施設等利用】

Q 1 スキー場のシーズン券、フィットネスクラブの年会費などは対象となるのか？

A 1 対象となります。

運動施設等利用に該当するものとして認めています。

【禁煙支援】

Q 1 禁煙外来受診費用は対象となるのか？

A 1 対象となります。ただし、保険適用分は対象外です。

【スポーツ用品購入】

Q 1 スポーツ用品の修繕費や維持管理に要する費用は対象となるのか？

A 1 対象となりません。（例：スキー用ワックスの購入、ガット張替え等）

【文化・教養講座受講】

Q 1 テレビ講座の受講に要する費用は対象となるのか？

A 1 テキスト等の教材費は対象となりますが、衛星放送受信機器の購入経費や視聴料は対象となりません。

Q 2 本の購入は対象となるのか？

A 2 対象となります。

Q 3 文化・教育講座受講料の他には、どのようなものが対象となるのか？

A 3 自己の資質向上を目的とした文化・教養に関する用品の購入に係る経費が対象となります。（例：絵画、手芸、園芸、陶芸、囲碁、将棋等に使用する用品や楽器等の購入に係る経費）

【ボランティア活動】

Q 1 対象となる費用は何ですか？

A 1 主に交通費が対象となります。その他、演劇等で社会福祉施設に慰問した場合などは、その演劇等に要する経費も対象となります。
ただし、食費や寄付金等は対象となりません。

【芸術鑑賞・スポーツ観戦】

Q 1 東京ディズニーランド等のテーマパークも対象となるのか？

A 1 対象となります。
ただし、競馬場や競輪場等は対象となりません。

Q 2 映画、コンサート、スポーツ観戦等のチケットを購入した場合に、事業者の都合により領収書の交付が受けられなかった場合はどうすればいいか？

A 2 領収年月日、領収金額、利用・購入等した助成対象経費の施設名又は品名等、領収した事業者名が明記されている使用済み半券を添付して請求してください。

Q 3 電子チケットの場合、領収書や半券がないがどうすればいいか？

A 3 支払った事がわかる部分と利用（入場）済であることがわかるスマートフォン等の画面のスクリーンショットを印刷のうえ添付してください。

【私事旅行】

Q 1 旅行時の飲食費や高速道路料金は対象となるのか？

A 1 一泊二食付き等の食事がセットになっている宿泊料については、全額対象となりますが、宿泊料とは別に追加等した飲食費は対象となりません。

また、高速道路料金は対象となりません。公共交通機関を使用した交通費のみ対象となりますので、ガソリン代、レンタカー代及びタクシー代は対象外です。

Q 2 団体ツアーで参加した私事旅行の支払経費に食費が含まれている場合は、どうすればいいか？

A 2 宿泊料とセットになっている場合は対象となります。

【結婚】

Q 1 どのような経費が対象となるのか？

A 1 会員が結婚することを目的に取り組むものとして、県が運営する「あおもりマッチングシステムA I であう」の利用登録料が対象となります。

【育児・介護支援】

Q 1 紙おむつやミルク代は対象となるか？

A 1 対象となりません。

Q 2 オルゴールメリーやすべり台等は対象となるか？

A 2 おもちゃや遊具にあたるものは対象となりません。

Q 3 幼児教室や塾の月謝は対象となるか？

A 3 対象となりません。

Q 4 保育園、幼稚園、託児所等の保育料は対象となるか？

A 4 対象となります。ただし、配偶者が支払っている場合など、会員が直接払ったものでない場合は対象となりません。

Q 5 子どもの入学・卒業に要する費用は対象となるか？

A 5 対象となります。(ランドセル、学校指定のかばん・制服・ジャージ・内ばき等)

Q 6 老人ホームの費用は対象となるか？

A 6 対象となります。

ただし、家族の年金から支払われている場合など、会員が直接支払ったものでない場合は対象となりません。

【防災・節電】

Q 1 対象となる用品は何か？

A 1 防災支援については、主に直接的に災害防止につながる用品や災害に事前に備えることを目的とした用品が対象となります。

節電支援については、主に直接的に節電につながる用品や節電効果を確認することができる用品が対象となります。

ただし、生活家電及び娯楽家電は対象となりません